

議案第14号

倉敷市教育委員会行政組織規則等の改正について

倉敷市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月26日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

(倉敷市教育委員会行政組織規則の一部改正)

第1条 倉敷市教育委員会行政組織規則(昭和51年倉敷市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「副参事」の次に「、課長代理」を加え、同条第3項中「及び主任」を「、主任及び副主任」に改め、同項の表を次のように改める。

所属		課長主幹	主幹	主任	副主任
人権教育推進室		指導担当	指導	指導	
学校教育部	学事課	学事担当	学事	学事	
	指導課	指導担当	指導	指導	指導
	保健体育課	指導担当	指導	指導	
生涯学習部	生涯学習課	青少年対策担当	青少年対策担当	青少年対策担当	

第8条中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、同条第9項中「し、上司に事故あるときは、特定事務について職務を代行」を削り、同項を同条第10項とし、同条中第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 課長代理は、課長を助け、課長に事故あるときは、その職務(課長主幹が掌理する特定事務を除く。)の所掌事務を代行するほか、特定事務を掌理する。

第10条第14号中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第12条生涯学習課の事務分掌第14号中「少年自然の家」を「自然の家」に改める。

第18条の表生涯学習部生涯学習課の項中「少年自然の家」を「自然の家」に改める。

第19条第1項の表少年自然の家の項を削り、同条第2項中「課長主幹」の次に「、所長代理、館長代理」を加え、同条第3項の表教育センターの項の前に次のように加える。

情報学習センター	指導	指導
----------	----	----

第19条の2中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、同条第6項中「し、上司に事故あるときは、特定事務について職務を代行」を削り、同項を同条第8項とし、同条中第3項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 所長代理は、所長を助け、所長に事故あるときは、その職務（課長主幹が掌理する特定事務を除く。）を代行するほか、特定事務を掌理する。
- 4 館長代理は、館長を助け、館長に事故あるときは、その職務（課長主幹が掌理する特定事務を除く。）を代行するほか、特定事務を掌理する。

第23を次のように改める。

第23条 倉敷市自然の家条例（令和元年倉敷市条例第31号）の定めるところにより設置された自然の家は、恵まれた自然環境の中で、宿泊研修、野外活動等を通じた生涯学習の機会を提供し、もって市民の心身の健全な育成に関する業務をつかさどる。

（倉敷市教育委員会公印規則の一部改正）

第2条 倉敷市教育委員会公印規則（昭和59年倉敷市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）の項の表6の項を次のように改める。

6	削除
---	----

別表第1（1）の項の表19の項個数の欄及び同表20の項中「45」を「43」に改める。

別表第1（2）の項の表8の項を次のように改める。

8	削除
---	----

別表第1（2）の項の表17の項中「45」を「43」に改める。

別表第2（1）の項の表中

倉	敷	市
少	年	自
の	家	印

を

6
削除

に改める。

別表第2(2)の項の表中

8			
倉	敷	市	小
年	自	然	の
家	所	長	印

を

削除

に改める。

(倉敷市暴力団排除条例第7条の規定により公の施設を定める教育委員会規則の改正)

第3条 倉敷市暴力団排除条例第7条の規定により公の施設を定める教育委員会規則(平成24年倉敷市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「倉敷市少年自然の家」を「倉敷市自然の家」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定(倉敷市教育委員会行政組織規則第12条、第18条及び第23条の改正規定に限る。)及び第3条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

倉敷市少年自然の家の運営が指定管理者制度に移行すること及び市立幼稚園の統合等により2園が廃止となること並びに情報学習センターに指導主幹等を配置すること等に伴い、規定を整備するため、規則を改正するものである。

倉敷市教育委員会行政組織規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第14号）新旧対照表

新

(事務局の職制)

第7条 事務局に教育次長を，部に部長を，室に室長を，課に課長を，係に係長を置く。

2 前項に定める職のほか，参事，次長，副参事，課長代理，課長主幹，課長補佐，主幹，主任及び副主任を置くことができる。

3 次の表の左欄に掲げる課に専門的に特定の事務を処理させるため，必要に応じて右欄に掲げる課長主幹，主幹，主任及び副主任を置く。

所属		課長主幹	主幹	主任	副主任
人権教育推進室		指導担当	指導	指導	
学校教育部	学事課	学事担当	学事	学事	
	指導課	指導担当	指導	指導	指導
	保健体育課	指導担当	指導	指導	
生涯学習部	生涯学習課	青少年対策担当	青少年対策	青少年対策	

4 必要に応じて前3項に定める職以外の職(次条において「主事等」という。)を置く。

(職務)

第8条 教育次長は，上司の命を受け，事務局の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

2 部長は，上司の命を受け，部の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

3 室長は，上司の命を受け，室の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

4 次長は，部長を補佐し，部内の総合調整を図るとともに，所掌事務を掌理し，部長に事故あるときは，その職務を代行する。

旧

(事務局の職制)

第7条 事務局に教育次長を，部に部長を，室に室長を，課に課長を，係に係長を置く。

2 前項に定める職のほか，参事，次長，副参事，課長主幹，課長補佐，主幹，主任及び副主任を置くことができる。

3 次の表の左欄に掲げる課に専門的に特定の事務を処理させるため，必要に応じて右欄に掲げる課長主幹，主幹及び主任を置く。

所属		課長主幹	主幹	主任
人権教育推進室		指導担当	指導	指導
学校教育部	学事課	学事担当	学事	学事
	指導課	指導担当	指導	指導
	保健体育課	指導担当	指導	指導
生涯学習部	生涯学習課	青少年対策担当	青少年対策	青少年対策

4 必要に応じて前3項に定める職以外の職(次条において「主事等」という。)を置く。

(職務)

第8条 教育次長は，上司の命を受け，事務局の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

2 部長は，上司の命を受け，部の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

3 室長は，上司の命を受け，室の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

4 次長は，部長を補佐し，部内の総合調整を図るとともに，所掌事務を掌理し，部長に事故あるときは，その職務を代行する。

5 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 課長代理は、課長を助け、課長に事故あるときは、その職務（課長主幹が掌理する特定事務を除く。）の所掌事務を代行するほか、特定事務を掌理する。

7 課長補佐は、課長を補佐し、所掌事務を掌理し、課長に事故あるときは、その職務を代行する。

8 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

9 参事及び副参事は、上司の命を受け、特定の事務を掌理する。

10 課長主幹及び主幹は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、上司の指定する特定事務を掌理する。

11 主任は、上司の命を受け、所掌事務を掌理する。

12 副主任は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

13 主事等は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

（教育企画総務課の事務分掌）

第10条 教育企画総務課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育行政全般の企画調整に関すること。
- (2) 教育委員会の会議及び秘書に関すること。
- (3) 陳情、請願及び広報に関すること。
- (4) 教育委員会規則、規程等に関すること。
- (5) 公告式に関すること。
- (6) 審査請求に関すること。
- (7) 公印の管理に関すること。
- (8) 儀式及び教育委員会表彰に関すること。
- (9) 市費職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。

5 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 課長補佐は、課長を補佐し、所掌事務を掌理し、課長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

8 参事及び副参事は、上司の命を受け、特定の事務を掌理する。

9 課長主幹及び主幹は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、上司の指定する特定事務を掌理し、上司に事故あるときは、特定事務について職務を代行する。

10 主任は、上司の命を受け、所掌事務を掌理する。

11 副主任は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

12 主事等は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

（教育企画総務課の事務分掌）

第10条 教育企画総務課の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 教育行政全般の企画調整に関すること。
- (2) 教育委員会の会議及び秘書に関すること。
- (3) 陳情、請願及び広報に関すること。
- (4) 教育委員会規則、規程等に関すること。
- (5) 公告式に関すること。
- (6) 審査請求に関すること。
- (7) 公印の管理に関すること。
- (8) 儀式及び教育委員会表彰に関すること。
- (9) 市費職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関すること。

- (10) 市費職員の定数配置及び勤務成績の評定に関する事。
- (11) 市費職員の給与（諸手当を含む。）及び旅費に関する事。
- (12) 市費職員の福利厚生及び職員共済組合に関する事。
- (13) 市費職員の安全衛生及び公務災害補償に関する事。
- (14) **会計年度任用職員**に関する事。
- (15) 寄附採納に関する事。
- (16) 授業料に関する事。
- (17) 学校の経理に関する事。
- (18) 学校物品の整備に関する事。
- (19) 文書の受発及び保存に関する事。
- (20) 教育委員会の情報化推進の総括に関する事。
- (21) 情報学習センターに関する事。
- (22) その他庶務に関する事。

（生涯学習部の事務分掌）

第12条 生涯学習部の事務分掌は、次のとおりとする。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の振興に係る企画調整に関する事。
- (2) 社会教育委員に関する事。
- (3) 生涯学習基本計画に関する事。
- (4) 社会教育行政の企画に関する事。
- (5) 青少年対策に係る総合的な企画並びに関係機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (6) 人権教育に関する事。
- (7) 成人教育及び青少年教育に関する事。

- (10) 市費職員の定数配置及び勤務成績の評定に関する事。
- (11) 市費職員の給与（諸手当を含む。）及び旅費に関する事。
- (12) 市費職員の福利厚生及び職員共済組合に関する事。
- (13) 市費職員の安全衛生及び公務災害補償に関する事。
- (14) **臨時職員**に関する事。
- (15) 寄附採納に関する事。
- (16) 授業料に関する事。
- (17) 学校の経理に関する事。
- (18) 学校物品の整備に関する事。
- (19) 文書の受発及び保存に関する事。
- (20) 教育委員会の情報化推進の総括に関する事。
- (21) 情報学習センターに関する事。
- (22) その他庶務に関する事。

（生涯学習部の事務分掌）

第12条 生涯学習部の事務分掌は、次のとおりとする。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の振興に係る企画調整に関する事。
- (2) 社会教育委員に関する事。
- (3) 生涯学習基本計画に関する事。
- (4) 社会教育行政の企画に関する事。
- (5) 青少年対策に係る総合的な企画並びに関係機関及び団体との連絡調整に関する事。
- (6) 人権教育に関する事。
- (7) 成人教育及び青少年教育に関する事。

- (8) 学校施設開放事業に関すること。
- (9) 社会教育関係団体（子ども会連合会及び婦人協議会を除く。）の指導育成に関すること。
- (10) 青少年問題協議会に関すること。
- (11) 青少年健全育成対策本部及び青少年問題事務連絡会議に関すること。
- (12) 青少年健全育成に関する地域組織活動の推進に関すること。
- (13) 青少年育成センターに関すること。
- (14) 自然の家に関すること。
- (15) 所管に係る「よい子いっぱいのもち倉敷」の企画及び総合調整に関すること。
- (16) その他青少年の健全育成及び非行防止に関すること。

第3章 教育機関

(所属)

第18条 教育機関の所属は、次のとおりとする。

所属	教育機関
教育企画総務課	情報学習センター
学校教育部	倉敷中央学校給食共同調理場
学校教育部指導課	教育センター
倉敷中央学校給食共同調理場	庄学校給食共同調理場
	真備学校給食共同調理場
生涯学習部	中央図書館
	美術館
	自然史博物館
	ライフパーク倉敷

- (8) 学校施設開放事業に関すること。
- (9) 社会教育関係団体（子ども会連合会及び婦人協議会を除く。）の指導育成に関すること。
- (10) 青少年問題協議会に関すること。
- (11) 青少年健全育成対策本部及び青少年問題事務連絡会議に関すること。
- (12) 青少年健全育成に関する地域組織活動の推進に関すること。
- (13) 青少年育成センターに関すること。
- (14) 少年自然の家に関すること。
- (15) 所管に係る「よい子いっぱいのもち倉敷」の企画及び総合調整に関すること。
- (16) その他青少年の健全育成及び非行防止に関すること。

第3章 教育機関

(所属)

第18条 教育機関の所属は、次のとおりとする。

所属	教育機関
教育企画総務課	情報学習センター
学校教育部	倉敷中央学校給食共同調理場
学校教育部指導課	教育センター
倉敷中央学校給食共同調理場	庄学校給食共同調理場
	真備学校給食共同調理場
生涯学習部	中央図書館
	美術館
	自然史博物館
	ライフパーク倉敷

生涯学習部生涯学習課	青少年育成センター
	自然の家
生涯学習部文化財保護課	埋蔵文化財センター
	歴史民俗資料館
	旧柚木家住宅
	福田歴史民俗資料館
	玉島歴史民俗海洋資料館
	真備歴史民俗資料館
	磯崎眠亀記念館
	真備ふるさと歴史館
	まきび記念館
ライフパーク倉敷	市民学習センター
	科学センター
市民学習センター	倉敷公民館
	水島公民館
	児島公民館
	玉島公民館
倉敷公民館	倉敷東公民館
	倉敷西公民館
	倉敷南公民館
	倉敷北公民館
	多津美公民館
	新田公民館
	庄公民館
	茶屋町公民館
	西阿知公民館

生涯学習部生涯学習課	青少年育成センター
	少年自然の家
生涯学習部文化財保護課	埋蔵文化財センター
	歴史民俗資料館
	旧柚木家住宅
	福田歴史民俗資料館
	玉島歴史民俗海洋資料館
	真備歴史民俗資料館
	磯崎眠亀記念館
	真備ふるさと歴史館
	まきび記念館
ライフパーク倉敷	市民学習センター
	科学センター
市民学習センター	倉敷公民館
	水島公民館
	児島公民館
	玉島公民館
倉敷公民館	倉敷東公民館
	倉敷西公民館
	倉敷南公民館
	倉敷北公民館
	多津美公民館
	新田公民館
	庄公民館
	茶屋町公民館
	西阿知公民館

水島公民館	福田公民館
	福田南公民館
	連島公民館
	連島南公民館
児島公民館	下津井公民館
	本荘公民館
	琴浦公民館
	唐琴公民館
	郷内公民館
玉島公民館	玉島東公民館
	玉島西公民館
	玉島北公民館
	玉島黒崎公民館
	船穂公民館
	真備公民館
科学センター	真備天体観測施設
中央図書館	水島図書館
	児島図書館
	玉島図書館
	船穂図書館
	真備図書館

(教育機関の職制)

第19条 次の表の左欄に掲げる教育機関に右欄に掲げる職を置く。

教育機関	職
情報学習センター	館長
教育センター	館長

水島公民館	福田公民館
	福田南公民館
	連島公民館
	連島南公民館
児島公民館	下津井公民館
	本荘公民館
	琴浦公民館
	唐琴公民館
	郷内公民館
玉島公民館	玉島東公民館
	玉島西公民館
	玉島北公民館
	玉島黒崎公民館
	船穂公民館
	真備公民館
科学センター	真備天体観測施設
中央図書館	水島図書館
	児島図書館
	玉島図書館
	船穂図書館
	真備図書館

(教育機関の職制)

第19条 次の表の左欄に掲げる教育機関に右欄に掲げる職を置く。

教育機関	職
情報学習センター	館長
教育センター	館長

学校給食共同調理場	所長
図書館	館長, 係長 (中央図書館に限る。)
美術館	館長
自然史博物館	館長
ライフパーク倉敷	所長
青少年育成センター	所長
埋蔵文化財センター	館長
市民学習センター	館長
科学センター	館長
公民館	館長

2 前項に定める職のほか、課長主幹、所長代理、館長代理、所長補佐、館長補佐、主幹、主任及び副主任を置くことができる。

3 次の表の左欄に掲げる所属に専門的に特定の事務を処理させるため、必要に応じて右欄に掲げる主幹及び主任を置く。

所属	主幹	主任
<u>情報学習センター</u>	<u>指導</u>	<u>指導</u>
教育センター	指導	指導

4 必要に応じて前3項に定める職以外の職(次条において「主事等」という。)を置く。

(職務)

第19条の2 所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 館長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 所長代理は、所長を助け、所長に事故あるときは、その職務(課長主幹が

学校給食共同調理場	所長
図書館	館長, 係長 (中央図書館に限る。)
美術館	館長
自然史博物館	館長
ライフパーク倉敷	所長
青少年育成センター	所長
<u>少年自然の家</u>	<u>所長</u>
埋蔵文化財センター	館長
市民学習センター	館長
科学センター	館長
公民館	館長

2 前項に定める職のほか、課長主幹、所長補佐、館長補佐、主幹、主任及び副主任を置くことができる。

3 次の表の左欄に掲げる所属に専門的に特定の事務を処理させるため、必要に応じて右欄に掲げる主幹及び主任を置く。

所属	主幹	主任
教育センター	指導	指導

4 必要に応じて前3項に定める職以外の職(次条において「主事等」という。)を置く。

(職務)

第19条の2 所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 館長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

31

掌理する特定事務を除く。）を代行するほか、特定事務を掌理する。

4 館長代理は、館長を助け、館長に事故あるときは、その職務（課長主幹が掌理する特定事務を除く。）を代行するほか、特定事務を掌理する。

5 所長補佐は、所長を補佐し、所掌事務を掌理し、所長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 館長補佐は、館長を補佐し、所掌事務を掌理し、所長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 係長は、上司の命を受け、系の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

8 課長主幹及び主幹は、上司の命を受け、所属の所掌事務のうち、上司の指定する特定事務を掌理する。

9 主任は、上司の命を受け、所掌事務を掌理する。

10 副主任は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

11 主事等は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

第23条 倉敷市自然の家条例（令和元年倉敷市条例第31号）の定めるところにより設置された自然の家は、恵まれた自然環境の中で、宿泊研修、野外活動等を通じた生涯学習の機会を提供し、もって市民の心身の健全な育成に関する業務をつかさどる。

3 所長補佐は、所長を補佐し、所掌事務を掌理し、所長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 館長補佐は、館長を補佐し、所掌事務を掌理し、所長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 係長は、上司の命を受け、系の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 課長主幹及び主幹は、上司の命を受け、所属の所掌事務のうち、上司の指定する特定事務を掌理し、上司に事故あるときは、特定事務について職務を代行する。

7 主任は、上司の命を受け、所掌事務を掌理する。

8 副主任は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

9 主事等は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

第23条 倉敷市少年自然の家条例（昭和51年倉敷市条例第7号）の定めるところにより設置された少年自然の家は、少年達に野外活動及び集団宿泊生活を体験させ、心身ともに健全な少年を育成する業務のほか、次の事務をつかさどる。

(1) 少年自然の家の施設、設備の維持管理に関すること。

(2) 少年自然の家の使用許可及び使用料の徴収に関すること。

(3) 由加体育館に関すること。

倉敷市教育委員会公印規則（昭和59年倉敷市教育委員会規則第15号）新旧対照表

新							旧						
別表第1（第2条，第4条関係）							別表第1（第2条，第4条関係）						
(1) 庁印							(1) 庁印						
公印 番号	名称	規格（ミ リメー トル）	書体	使用区分	個数	管理者	公印 番号	名称	規格（ミ リメー トル）	書体	使用区分	個数	管理者
1	倉敷市教育委員 会印	方30	かい書	委員会名をもつてす る賞状等の文書	1	教育企画総 務課長	1	倉敷市教育委員 会印	方30	かい書	委員会名をもつてす る賞状等の文書	1	教育企画総 務課長
2	同上	方21	同上	委員会名をもつてす る文書	1	同上	2	同上	方21	同上	委員会名をもつてす る文書	1	同上
2の2	同上	方10	同上	委員会名をもつてす る文書	1	同上	2の2	同上	方10	同上	委員会名をもつてす る文書	1	同上
3	倉敷市立何々学 校給食共同調理 場印	方30	同上	学校給食共同調理場 名をもつてする文書	3	各学校給食 共同調理場 所長	3	倉敷市立何々学 校給食共同調理 場印	方30	同上	学校給食共同調理場 名をもつてする文書	3	各学校給食 共同調理場 所長
4	倉敷市青少年育 成センター印	方30	同上	青少年育成センター 名をもつてする文書	1	青少年育成 センター所 長	4	倉敷市青少年育 成センター印	方30	同上	青少年育成センター 名をもつてする文書	1	青少年育成 センター所 長
5	削除						5	削除					
6	削除						6	倉敷市少年自然 の家印	方30	同上	少年自然の家名をも つてする文書	1	少年自然の 家所長
7	倉敷市何々公民 館印	方30	同上	公民館名をもつてす る文書	28	各公民館長	7	倉敷市何々公民 館印	方30	同上	公民館名をもつてす る文書	28	各公民館長
8	倉敷市立何々図 書館印	方30	同上	図書館名をもつてす	6	各図書館長	8	倉敷市立何々図 書館印	方30	同上	図書館名をもつてす	6	各図書館長

	書館印			る文書		
9	倉敷市立美術館 印	方30	同上	美術館名をもつてす る文書	1	美術館長
10	倉敷市立自然史 博物館印	方30	同上	自然史博物館名をも つてする文書	1	自然史博物 館長
11	岡山県倉敷市立 何々小学校印	方45	同上	小学校名をもつてす る賞状等の文書	63	各小学校長
12	同上	方21	同上	小学校名をもつてす る文書	63	同上
13	岡山県倉敷市立 何々中学校印	方45	同上	中学校名をもつてす る賞状等の文書	26	各中学校長
14	同上	方21	同上	中学校名をもつてす る文書	26	同上
15	岡山県倉敷市立 何々高等学校印	方45	同上	高等学校名をもつて する賞状等の文書	5	各高等学校 長
16	同上	方21	同上	高等学校名をもつて する文書	5	同上
17	岡山県倉敷市立 倉敷支援学校印	方45	同上	支援学校名をもつて する賞状等の文書	1	支援学校長
18	同上	方21	同上	支援学校名をもつて する文書	1	同上
19	倉敷市立何々幼 稚園印	方45	同上	幼稚園名をもつてす る賞状等の文書	43	各幼稚園長
20	同上	方21	同上	幼稚園名をもつてす る文書	43	同上
21	倉敷市立ライフ パーク倉敷印	方30	同上	ライフパーク倉敷名 をもつてする文書	1	ライフパー ク倉敷所長

	書館印			る文書		
9	倉敷市立美術館 印	方30	同上	美術館名をもつてす る文書	1	美術館長
10	倉敷市立自然史 博物館印	方30	同上	自然史博物館名をも つてする文書	1	自然史博物 館長
11	岡山県倉敷市立 何々小学校印	方45	同上	小学校名をもつてす る賞状等の文書	63	各小学校長
12	同上	方21	同上	小学校名をもつてす る文書	63	同上
13	岡山県倉敷市立 何々中学校印	方45	同上	中学校名をもつてす る賞状等の文書	26	各中学校長
14	同上	方21	同上	中学校名をもつてす る文書	26	同上
15	岡山県倉敷市立 何々高等学校印	方45	同上	高等学校名をもつて する賞状等の文書	5	各高等学校 長
16	同上	方21	同上	高等学校名をもつて する文書	5	同上
17	岡山県倉敷市立 倉敷支援学校印	方45	同上	支援学校名をもつて する賞状等の文書	1	支援学校長
18	同上	方21	同上	支援学校名をもつて する文書	1	同上
19	倉敷市立何々幼 稚園印	方45	同上	幼稚園名をもつてす る賞状等の文書	45	各幼稚園長
20	同上	方21	同上	幼稚園名をもつてす る文書	45	同上
21	倉敷市立ライフ パーク倉敷印	方30	同上	ライフパーク倉敷名 をもつてする文書	1	ライフパー ク倉敷所長

22	倉敷市民学習センター印	方30	同上	市民学習センター名をもつてする文書	1	市民学習センター館長
23	倉敷情報学習センター印	方30	同上	情報学習センター名をもつてする文書	1	情報学習センター館長
24	倉敷教育センター印	方30	同上	教育センター名をもつてする文書	1	教育センター館長
25	倉敷科学センター印	方30	同上	科学センター名をもつてする文書	1	科学センター館長
26	倉敷埋蔵文化財センター印	方30	同上	埋蔵文化財センター名をもつてする文書	1	埋蔵文化財センター館長

(2) 職印

公印 番号	名称	規格(ミリメートル)	書体	使用区分	個数	管理者
1	倉敷市教育委員会教育長印	方21	れい書	教育長名をもつてする文書	1	教育企画総務課長
2	同上	方15	同上	保育料・授業料の納入通知書等に使用	1	同上
3	同上	方10	同上	保育料・授業料の納入通知書等に使用	1	同上
4	倉敷市教育委員会教育長職務代理者印	方21	同上	教育長名をもつてする文書	1	同上
5	倉敷市立何々学校給食共同調理場	方21	同上	学校給食共同調理場所長名をもつてする	3	各学校給食共同調理場

22	倉敷市民学習センター印	方30	同上	市民学習センター名をもつてする文書	1	市民学習センター館長
23	倉敷情報学習センター印	方30	同上	情報学習センター名をもつてする文書	1	情報学習センター館長
24	倉敷教育センター印	方30	同上	教育センター名をもつてする文書	1	教育センター館長
25	倉敷科学センター印	方30	同上	科学センター名をもつてする文書	1	科学センター館長
26	倉敷埋蔵文化財センター印	方30	同上	埋蔵文化財センター名をもつてする文書	1	埋蔵文化財センター館長

(2) 職印

公印 番号	名称	規格(ミリメートル)	書体	使用区分	個数	管理者
1	倉敷市教育委員会教育長印	方21	れい書	教育長名をもつてする文書	1	教育企画総務課長
2	同上	方15	同上	保育料・授業料の納入通知書等に使用	1	同上
3	同上	方10	同上	保育料・授業料の納入通知書等に使用	1	同上
4	倉敷市教育委員会教育長職務代理者印	方21	同上	教育長名をもつてする文書	1	同上
5	倉敷市立何々学校給食共同調理場	方21	同上	学校給食共同調理場所長名をもつてする	3	各学校給食共同調理場

	場所長印			文書		所長
6	倉敷市青少年育成センター所長印	方21	同上	青少年育成センター所長名をもつてする文書	1	青少年育成センター所長
7	削除					
8	削除					
9	倉敷市何々公民館長印	方21	同上	公民館長名をもつてする文書	28	各公民館長
10	倉敷市立何々図書館長印	方21	同上	図書館長名をもつてする文書	6	各図書館長
11	倉敷市立美術館長印	方21	同上	美術館長名をもつてする文書	1	美術館長
12	倉敷市立自然史博物館長印	方21	同上	自然史博物館長名をもつてする文書	1	自然史博物館長
13	岡山県倉敷市立何々小学校長印	方21	同上	小学校長名をもつてする文書	63	各小学校長
14	岡山県倉敷市立何々中学校長印	方21	同上	中学校長名をもつてする文書	26	各中学校長
15	岡山県倉敷市立何々高等学校長印	方21	同上	高等学校長名をもつてする文書	5	各高等学校長
16	岡山県倉敷市立倉敷支援学校長印	方21	同上	支援学校長名をもつてする文書	1	支援学校長
17	倉敷市立何々幼稚園長印	方21	同上	幼稚園長名をもつてする文書	43	各幼稚園長

	場所長印			文書		所長
6	倉敷市青少年育成センター所長印	方21	同上	青少年育成センター所長名をもつてする文書	1	青少年育成センター所長
7	削除					
8	倉敷市少年自然の家所長印	方21	同上	少年自然の家所長名をもつてする文書	1	少年自然の家所長
9	倉敷市何々公民館長印	方21	同上	公民館長名をもつてする文書	28	各公民館長
10	倉敷市立何々図書館長印	方21	同上	図書館長名をもつてする文書	6	各図書館長
11	倉敷市立美術館長印	方21	同上	美術館長名をもつてする文書	1	美術館長
12	倉敷市立自然史博物館長印	方21	同上	自然史博物館長名をもつてする文書	1	自然史博物館長
13	岡山県倉敷市立何々小学校長印	方21	同上	小学校長名をもつてする文書	63	各小学校長
14	岡山県倉敷市立何々中学校長印	方21	同上	中学校長名をもつてする文書	26	各中学校長
15	岡山県倉敷市立何々高等学校長印	方21	同上	高等学校長名をもつてする文書	5	各高等学校長
16	岡山県倉敷市立倉敷支援学校長印	方21	同上	支援学校長名をもつてする文書	1	支援学校長
17	倉敷市立何々幼稚園長印	方21	同上	幼稚園長名をもつてする文書	45	各幼稚園長

18	倉敷市立ライフパーク倉敷所長印	方21	同上	ライフパーク倉敷所長名をもつてする文書	ライフパーク倉敷所長
19	倉敷市民学習センター館長印	方21	同上	市民学習センター館長名をもつてする文書	市民学習センター館長
20	倉敷情報学習センター館長印	方21	同上	情報学習センター館長名をもつてする文書	情報学習センター館長
21	倉敷教育センター館長印	方21	同上	教育センター館長名をもつてする文書	教育センター館長
22	倉敷科学センター館長印	方21	同上	科学センター館長名をもつてする文書	科学センター館長
23	倉敷埋蔵文化財センター館長印	方21	同上	埋蔵文化財センター館長名をもつてする文書	埋蔵文化財センター館長

別表第2（第2条関係）

(1) 庁印

1, 2, 2の2
倉敷市
教育委員会印

6

3
倉敷市立
何々学校
給食共同
調理場印

7

4
倉敷市青
少年育成
センター印

8

5
削除

9

18	倉敷市立ライフパーク倉敷所長印	方21	同上	ライフパーク倉敷所長名をもつてする文書	ライフパーク倉敷所長
19	倉敷市民学習センター館長印	方21	同上	市民学習センター館長名をもつてする文書	市民学習センター館長
20	倉敷情報学習センター館長印	方21	同上	情報学習センター館長名をもつてする文書	情報学習センター館長
21	倉敷教育センター館長印	方21	同上	教育センター館長名をもつてする文書	教育センター館長
22	倉敷科学センター館長印	方21	同上	科学センター館長名をもつてする文書	科学センター館長
23	倉敷埋蔵文化財センター館長印	方21	同上	埋蔵文化財センター館長名をもつてする文書	埋蔵文化財センター館長

別表第2（第2条関係）

(1) 庁印

1, 2, 2の2
倉敷市
教育委員会印

6

3
倉敷市立
何々学校
給食共同
調理場印

7

4
倉敷市青
少年育成
センター印

8

5
削除

9

削除

倉 敷 市
何 々 公
民 館 印

倉 敷 市 立
何 々 図
書 館 印

倉 敷 市
立 美 術
館 印

10

倉 敷 市 立
自 然 史
博 物 館 印

11, 12

岡 山 県 倉 敷
市 立 何 々
小 学 校 印

13, 14

岡 山 県 倉 敷
市 立 何 々
中 学 校 印

15, 16

岡 山 県 倉 敷
市 立 何 々
高 等 学 校 印

17, 18

岡 山 県 倉 敷
市 立 倉 敷
支 援 学 校 印

19, 20

倉 敷 市 立
何 々
幼 稚 園 印

21

倉 敷 市 立
ラ イ フ パ ー
ク 倉 敷 印

22

倉 敷 市 民
学 習 セ ン
タ ー 印

23

倉 敷 情 報
学 習 セ ン
タ ー 印

24

倉 敷 教
育 セ ン
タ ー 印

25

倉 敷 科
学 セ ン
タ ー 印

26

倉 敷 埋 蔵
文 化 財 セ
ン タ ー 印

備考

ひな形中「何々」とある庁印については、字数に応じて適宜配字又は配列を調整することができる。

(2) 職印

1, 2, 3

4

5

6

倉 敷 市
少 年 自 然
の 家 印

倉 敷 市
何 々 公
民 館 印

倉 敷 市 立
何 々 図
書 館 印

倉 敷 市
立 美 術
館 印

10

倉 敷 市 立
自 然 史
博 物 館 印

11, 12

岡 山 県 倉 敷
市 立 何 々
小 学 校 印

13, 14

岡 山 県 倉 敷
市 立 何 々
中 学 校 印

15, 16

岡 山 県 倉 敷
市 立 何 々
高 等 学 校 印

17, 18

岡 山 県 倉 敷
市 立 倉 敷
支 援 学 校 印

19, 20

倉 敷 市 立
何 々
幼 稚 園 印

21

倉 敷 市 立
ラ イ フ パ ー
ク 倉 敷 印

22

倉 敷 市 民
学 習 セ ン
タ ー 印

23

倉 敷 情 報
学 習 セ ン
タ ー 印

24

倉 敷 教
育 セ ン
タ ー 印

25

倉 敷 科
学 セ ン
タ ー 印

26

倉 敷 埋 蔵
文 化 財 セ
ン タ ー 印

備考

ひな形中「何々」とある庁印については、字数に応じて適宜配字又は配列を調整することができる。

(2) 職印

1, 2, 3

4

5

6

倉敷市教育委員会
教育長印

7
削除

11
倉敷市立美術館
館長印

15
岡山県倉敷市立何々高等学校
校長印

19
倉敷市民学習センター
館長印

23

倉敷市教育委員会教育長
職務代理者印

8
削除

12
倉敷市立自然史博物館
館長印

16
岡山県倉敷市立倉敷支援学校
校長印

20
倉敷情報学習センター
館長印

倉敷市立何々学校給食共同調理場
所長印

9
倉敷市何々公民館
館長印

13
岡山県倉敷市立何々小学校
校長印

17
倉敷市立何々幼稚園
園長印

21
倉敷教育センター
館長印

倉敷市青少年育成センター
所長印

10
倉敷市立何々図書館
館長印

14
岡山県倉敷市立何々中学校
校長印

18
倉敷市立ラ・イフパーク
倉敷所長印

22
倉敷科学センター
館長印

倉敷市教育委員会
教育長印

7
削除

11
倉敷市立美術館
館長印

15
岡山県倉敷市立何々高等学校
校長印

19
倉敷市民学習センター
館長印

23

倉敷市教育委員会教育長
職務代理者印

8
倉敷市少年自然の家
所長印

12
倉敷市立自然史博物館
館長印

16
岡山県倉敷市立倉敷支援学校
校長印

20
倉敷情報学習センター
館長印

倉敷市立何々学校給食共同調理場
所長印

9
倉敷市何々公民館
館長印

13
岡山県倉敷市立何々小学校
校長印

17
倉敷市立何々幼稚園
園長印

21
倉敷教育センター
館長印

倉敷市青少年育成センター
所長印

10
倉敷市立何々図書館
館長印

14
岡山県倉敷市立何々中学校
校長印

18
倉敷市立ラ・イフパーク
倉敷所長印

22
倉敷科学センター
館長印

倉敷埋蔵
文化財セン
ター館長印

倉敷埋蔵
文化財セン
ター館長印

倉敷市暴力団排除条例第7条の規定により公の施設を定める教育委員会規則（平成24年倉敷市教育委員会規則第4号）新旧対照表

新	旧
倉敷市倉敷公民館	倉敷市倉敷公民館
倉敷市倉敷東公民館	倉敷市倉敷東公民館
倉敷市倉敷東公民館向山分館	倉敷市倉敷東公民館向山分館
倉敷市倉敷西公民館	倉敷市倉敷西公民館
倉敷市倉敷南公民館	倉敷市倉敷南公民館
倉敷市倉敷北公民館	倉敷市倉敷北公民館
倉敷市倉敷北公民館徳芳分館	倉敷市倉敷北公民館徳芳分館
倉敷市多津美公民館	倉敷市多津美公民館
倉敷市多津美公民館羽島分館	倉敷市多津美公民館羽島分館
倉敷市新田公民館	倉敷市新田公民館
倉敷市新田公民館新田北分館	倉敷市新田公民館新田北分館
倉敷市庄公民館	倉敷市庄公民館
倉敷市庄公民館庄東分館	倉敷市庄公民館庄東分館
倉敷市茶屋町公民館	倉敷市茶屋町公民館
倉敷市西阿知公民館	倉敷市西阿知公民館
倉敷市水島公民館	倉敷市水島公民館
倉敷市水島公民館亀島分館	倉敷市水島公民館亀島分館
倉敷市福田公民館	倉敷市福田公民館
倉敷市福田公民館浦田分館	倉敷市福田公民館浦田分館
倉敷市福田南公民館	倉敷市福田南公民館
倉敷市連島公民館	倉敷市連島公民館
倉敷市連島南公民館	倉敷市連島南公民館

倉敷市児島公民館
倉敷市児島公民館赤崎分館
倉敷市児島公民館大島分館
倉敷市児島公民館稗田分館
倉敷市下津井公民館
倉敷市本荘公民館
倉敷市琴浦公民館
倉敷市唐琴公民館
倉敷市郷内公民館
倉敷市玉島公民館
倉敷市玉島公民館長尾分館
倉敷市玉島東公民館
倉敷市玉島西公民館
倉敷市玉島北公民館
倉敷市玉島黒崎公民館
倉敷市船穂公民館
倉敷市船穂公民館船穂北分館
倉敷市真備公民館
倉敷市真備公民館川辺分館
倉敷市真備公民館岡田分館
倉敷市真備公民館辻田分館
倉敷市真備公民館菌分館
倉敷市真備公民館二万分館
倉敷市真備公民館箭田分館
倉敷市真備公民館呉妹分館
倉敷市真備公民館服部分館

倉敷市児島公民館
倉敷市児島公民館赤崎分館
倉敷市児島公民館大島分館
倉敷市児島公民館稗田分館
倉敷市下津井公民館
倉敷市本荘公民館
倉敷市琴浦公民館
倉敷市唐琴公民館
倉敷市郷内公民館
倉敷市玉島公民館
倉敷市玉島公民館長尾分館
倉敷市玉島東公民館
倉敷市玉島西公民館
倉敷市玉島北公民館
倉敷市玉島黒崎公民館
倉敷市船穂公民館
倉敷市船穂公民館船穂北分館
倉敷市真備公民館
倉敷市真備公民館川辺分館
倉敷市真備公民館岡田分館
倉敷市真備公民館辻田分館
倉敷市真備公民館菌分館
倉敷市真備公民館二万分館
倉敷市真備公民館箭田分館
倉敷市真備公民館呉妹分館
倉敷市真備公民館服部分館

倉敷市自然の家

倉敷市立美術館

倉敷市立自然史博物館

倉敷市民学習センター

倉敷市少年自然の家

倉敷市立美術館

倉敷市立自然史博物館

倉敷市民学習センター